

東京都自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として、東京都自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 区市町村の相談支援体制の状況把握・評価及び整備方策の助言に関すること。
- (2) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による区市町村の相談支援体制の支援に関すること。
- (3) 地域生活への移行の推進に関すること。
- (4) 相談支援従事者の人材育成・研修の在り方に関すること。
- (5) 専門的分野における支援方策について情報及び知見を共有・普及すること。
- (6) 都全域における社会資源の開発・改善に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

(構成)

第3 協議会は、委員20名以内で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委嘱及び任期)

第4 協議会の委員は、学識経験者並びに指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者及び障害者団体等の代表者並びに東京都、特別区及び市の職員のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(専門部会)

第6 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(個人情報の保護)

第7 協議会の関係者は、会議で使用する個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

(事務局)

第8 協議会の円滑な運営を図るため、東京都心身障害者福祉センターに事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4の2の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。